

「米騒動」の第一段階：現地調査を中心として

長谷川, 博 / MASUJIMA, Ko / 増島, 宏 / HASEGAWA, Hiroshi
/ マスジマ, コウ / ハセガワ, ヒロシ

(出版者 / Publisher)

法政大学社会部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

1

(開始ページ / Start Page)

146

(終了ページ / End Page)

169

(発行年 / Year)

1954-01-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017341>

「米騒動」の第一段階

— 現地調査を中心として —

長谷川 博

増島 宏

一、はしがき

一九一七年十月社會主義大革命の歴史的波動は、帝國主義の中心においても、またその後方においても、革命の種子をまき、「**本國**」に於ける帝國主義の威力を弱め、植民地における彼らの支配を根底から動揺せしめた。(1)

ヨーロッパ諸國では、ドイツ革命、ハンガリア革命、フィンランド革命、アイルランド獨立運動、フランス、イギリス、イタリアのゼネ・スト等、革命運動の飛躍的昂揚をうみ、アジアでは先ず、唯一の帝國主義國日本にブルジョア地主的天皇制の土臺石を揺りうごかす米騒動を爆發させ、ついで日本帝國主義支配下の朝鮮に、三・一獨立萬才事件を、列強の半植民地中國には新民

民主主義革命の開始をつける五・四運動の怒濤をよび起した。インド、インドネシアの解放運動もこれを契機に始まつている。すなわち、米騒動はこれら一連の世界史の根本的轉換點を示す指標の一つであつた。だがこれは外的條件としての作用を示すものであつて、同時に、重要なことは國內的根據の成熟を意味していることである。事實、米騒動こそは日本革命運動史において大きく期を劃したものであつた。

片山潜は、その最も優れた米騒動の研究『第一次大戰後における日本革命運動の批判的總觀』の中で、「米騒動が過去における農民一揆と異つて、都市労働者によつて統制され、全國的性質を帯びていたこと、この米騒動が日本プロレタリアートの未熟さを示しているにも拘らず、極めて革命的意義をもつてゐること」(2)を詳細に分析した後、次のごとくのべてゐる。

「この米騒動は、明らかに日本における民衆の全般的覺醒の最初の且つ力強い端緒であつて、現代の革命運動の火蓋を切つたものとして考えることができる」(3) (傍點引用者)

と。まことにこの時以來、日本のプロレタリアートは、「盲目の群集」(4)ではなくて、民主主義革命の指導力たることを明かにし、農民・小市民等を含む「民衆」として、この革命の舞臺に登場して、その力を示したのである。

爾來三十五年を経た今日、民族解放民主革命を當面の課題とする日本國民にとつて、米騒動の研究は、依然として、否、ますます重要な意義をもつといわねばならない。われわれはこれを研究することによつて、日本の革命運動の歴史を明確にすることができ、従つてまたこの闘いと様

牲からの諸経験、諸教訓をひき出すことができるからである。

米騒動の研究は、すでに片山潜、細川嘉六氏(5)等の先覺をはじめ、多くの人々によつてなされている。それは精力的な資料の蒐集による極めて優れた研究である。だが上述したような米騒動のもつ現段階における意義の重大さは、今日それらの研究を繼承し、さらにこれを發展させることを、一つの國民的課題としてわれわれに提起しているといつても過言ではでないであろう。現在米騒動の調査研究に着手しているのは、東京における大學、研究所、サークル等われわれの知つていゝもののみでも五指を屈するほどである。それは、多分右のような問題意識に立つものである。ここ數年來、われわれもこれに重大な學問的關心をもち、ポツポツ一般的な資料の蒐集にとりかかつてきたが、今夏さらに一歩進めることになり、米騒動の發祥地富山縣に赴き現地調査をおこなつた。同地方に對する團體による調査は、われわれ(二行八名)がはじめてであるといわれた。

今次の調査活動は、ある町では「全町擧げての協力」をうける幸運にさえめぐまれた。しかし、主として經濟上の理由から、米騒動發生の歴史的記念日八月三日を中心にする僅々十日間に限られ、その間に富山市、水橋町、滑川町、魚津市の各地に互つたので、残念ながら極めて重點的なものとならざるをえなかつた。

われわれが實行し得た今次の調査における方法の概要を述べれば、次のようである。

(イ) 今迄の先學の研究成果を學びとり、舊資料の検討をすること。

(ロ) 現地の人文、地理の實地踏査。

(ハ) 新しい資料、特に地方文献の蒐集。

(ニ) 社會各階級層よりなる米騒動にかんする調査會の組織、それが困難な場合には個人よりの聽取。(われわれの場合、例えば滑川においては下記のように行うことができた。米騒動に参加した漁師及び老主婦の座談會。當時の郡役所書記、警察官、在郷軍人、消防關係者等の現存者よりの聽取。當時大衆の襲撃をうけた米肥商金川家の家人よりの聽取。賣藥業及び漁業協同組合關係よりなる調査會。地方史家との討究等)。

(ホ) 現在の社會情勢調査。特に勤勞青年層による米騒動と現在の情勢に關する研究會、および各政黨人よりの聽取。

この一文は、この短期間の調査成果を中心としたものであり、而も急いでとりまとめた不十分なものにすぎない。ただこれが現地並びに諸研究團體の研究に、いく分でも役立てられれば幸いである。

なお、われわれはこの調査によつて、前記先學の資料とその分析の正しさを確認した。しかし、われわれも「米騒動」の全過程を調査研究しようところざすものであるから、本文の終りに米騒動全體と關連する二三の問題提起をも試みたいと思う。標題を「米騒動の第一段階」としたのも、全體との關連からである。

(1) イ・スターリン『十月革命の國際的性格』(『レーニン主義の諸問題』三六七頁)

- (2) 片山潜『第一次大戦後における日本革命運動の批判的總観』（『中央公論』昭和六年四月號）
- (3) 片山潜 前掲書
- (4) イ・スターリン 前掲書
- (5) ここでは主として片山潜前掲書並びに片山潜『日本における一九一八年の米騒動』（『コンミュニスト・インタナショナル』一九三三年一〇月一日號）、および細川嘉六『大正七年米騒動資料』（『大原社會問題雜誌』昭和七年第一・第二號、昭和八年第一號）を指す。

二、富山縣下の當時の社會情勢

（一）近代工業の發展

大正七年當時、富山縣における近代工業の概況は次の如くである。

「富山縣は北陸七大河川中五大河川を始め、多くの河川を擁し、地勢急峻による落差大で、近代工業の上に最も有力な水力電氣事業を起しうるに有利な上、工費の低廉なことを全國に類なく、従つて利に敏い中央地方の事業家の近時その使用權を出願するもの多く、大正五年度には僅かに富山電氣株式會社の一萬三千八百六十馬力の出願ありしにすぎざるものが、今日では淺野製鋼合資會社の十萬馬力、日本窒素肥料株式會社の八萬馬力、三井鑛山株式會社及び電氣化學工業株式會社の各四萬馬力、日本電氣工業株式會社及び立山水力電氣株式會社の各二萬馬力を始め、出願總馬力

實に百二十四萬馬力の多きに上り、内外の富豪争うて來り投資して事業を經營するに至つた。又大正五年度末における工業會社中、資本金百萬圓以上のもは、僅に富山電氣株式會社（百萬圓）あるのみだつたが、今日では淺野製鋼の五百萬圓、その後の増資した富山電氣及び北海曹達株式會社の各三百萬圓を始め、第一ラミー紡績會社の百五十萬圓等八社に上り、他に五十萬圓以上のも十二社、十萬圓以上のもの三十社あり、更に目下計畫中のもは東洋輕銀株式會社の一千萬圓、電氣化學工業株式會立の五百萬圓、その他製鐵、肥料、製藥、輕銀製造等種々に計畫せられてゐるが、これらはみな水力電氣を基礎として計畫されたものである」（『北國新聞』大正七・一一・六）

この富山縣における近代工業の發展の特質は何であらうか。先づ日本全體をみると、日本資本主義は日清戰爭後の工業の發展が主として紡績部門を中心としていたのに對して、日露戰爭後における工業の發展は電力部門を中心とした。その電

力部門の發展の轉機をなす、火力から水力へ、電燈用から工業用への轉換はすでに大正三年頃には明らかであつた。しかも、第一次大戰は、日本資本主義に未曾有の繁榮をもたらした、この繁榮を通じて獨占資本主義は確立した。従つて水力電氣を中心とした富山縣下における大工業の發展は、日本全般に比してかなり遅れ、第一次大戰を契機として、急速に發展したということが出来る。日本がすでに帝國主義國として成長してからの、所謂「上からの資本主義」の急速な發展、これが富山における資本主義の發展を特徴づけている。

しかも、富山縣は下からの資本主義の展開も亦極めて不充分であつた。先づ農業においては、米作を中心とし、寄生地主制が支配的であり、巨大地主は多くは米肥商(1)として、地方銀行と結びつき、高額な小作料の收奪のみでなく、高利貸資本として、農民を借金奴隷に陥れていた。又漁業においては、三百年來、定置漁業を主とし、その漁業権は多く個人の所有であつた。古い傳統を持つ賣藥は、「帳主」(2)の半封建的支配と、家内工業及び配置賣藥の過酷な労働條件を基礎として發展した。

以上のように富山縣は寄生地主制、漁業権の私的所有、半封建的間屋制家内工業等が支配的であり、下からの資本主義の展開が極めて不十分であつた所に、遅れてしかも急速に獨

占資本の進出をみたのである。

(1) 大地主は多くは大米穀商人であり、又肥料を取扱い、農民からは、小作米の收奪のみでなく、肥料の貸付によつても莫大な利益をえた。

(2) 「帖主」というのは、配置賣藥を行つた家の名簿を所有する者で、この帖主は多くの配置員を使つて賣藥の配置收金を行う、又帖主は家内工業を基礎とした賣藥の製造をも支配していた。

(二) 支配階級—寄生地主と獨占資本の状態

この第一次大戰を中心とする近代工業の發展による影響は二つの基本的側面から考えられる。第一には主として地方銀行を中心として、地主層と獨占資本とが結びついたことである。たとえば地方銀行は多くは米穀の倉庫をもち、米を擔保として地主層に融資した。地主層はこの資金によつて農民を借金奴隷としてしぼりつけ、或いは肥料の貸付を行つて農民を收奪したのである。この利益は銀行に還流し、更にそれは電力會社肥料會社等に融資された。そしてこれらの地主層及び獨占資本は、村の駐在に到るまでの天皇制警察、村役場といったるまでの天皇制官僚機構によつて、強力に支援されていた。例えば、滑川町の『大正貳年以降町誌資料』には、米騒動直後の救済對策として、

「本町ハ急施町會ヲ開キ本町有志ヨリ左ノ方法ヲ以テ寄
フ金ヲ募集シ當月八日一升五錢廉賣ノ白米ヲ賣捌キタリ……
其ノ他本町有志ヨリ金四千九百五拾圓六拾錢ノ寄附金ヲモ
廉賣米補充ニ當テタリ、内金五拾圓以上ノ寄附者左ノ如シ

三三〇圓	齋藤仁左衛門	地主(3)
八一圓	金川宗左衛門	米肥商、地主
一一五圓	松坂榮一	米肥商
一〇〇圓	竹中孝逸	商工會議所會頭
一〇〇圓	函館市、新聞二郎	滑川銀行頭取、地主
七〇圓	小山茂助	出張米肥商
七三圓	鷹取嘉二郎	不明
五〇圓	早川久之丈	米肥商
一三二圓	富山電氣會社	酒屋、地主
五〇〇圓	北陸電氣工業會社	滑川出張所
九五五圓	米肥株式會社	〃
六二圓	黒崎甚藏店	米屋
二〇〇圓	中島吉次郎	料理店
一二五圓	松井宇八	米屋
一〇〇圓	龜田貞吉	質屋
六五〇圓	山淵久平	郵便局長、地主
五八圓	細田貞治	米肥會社重役、地主
八〇圓	齋藤淺次郎	米肥商、地主
五〇圓	滑川銀行	

以上の寄附者の名簿は大地主・米穀肥料商・銀行及び北陸富

山の電氣會社が滑川町の財政を支配していることを鮮明に描
き出している。又後述するように米騒動の経過は郡役所、町
役場、警察が一致してとくにこれら米肥商の利益をまもつた
のである。

第二には、これら地主、半封建的獨占資本の二重の抑壓に
よつて、農漁民の中から廣汎な窮民層(4)をうみ出した。彼等
は縣内の近代工業に吸収しきれず、漁業の出稼、賣藥の行商
他地方の工場への長期的或いは季節的出稼労働に出ることを
餘儀なくされた。我々は次節において、これらの労働者、農
民、漁民ならびに、中産層がいかなる状態にあつたかを稍々
詳しくみていこう。

- (3) 職名、地位は筆者が補つた
(4) "窮民"については支配階級の對策の項で記す

(三) 労働者農民漁民中産層の状態

大正七年八月一七日の富山日報によれば、

「縣推定の窮民戸數割三分以下の負擔者は四萬一千百七十
二戸、二十四萬七千人。」

これは當時の總人口約八十萬人の三〇%をしめている。これ
は戸數割三分以下としたものであつて、もし五分以下とする
ならば更に倍加するであろう。大正七年九月一日の高岡新報

によれば、

「東岩瀬町は貧民階級殊に甚しく同町全戸數一千四百七十戸に對して、五分以下の者は九百九十戸にして人員五千四百人に達す」

即ち五分以下の者は六〇%に達している。しかしながら實際に救済を必要としていたのは五分以下の者どころではなかつた。八月二〇日頃には、中新川郡においては郡役所の命により救済範圍は九分以下に擴大されている。

「郡役所より救済範圍擴張の件（三分以上九分迄に擴張）」

三步以下、一〇一三戸

三步—九歩 四四三戸

計 一四五六戸

（『米價騰貴細民救済一件目録』滑川町役場）

滑川町の例をみるならば約二〇〇〇戸のうち一五〇〇戸、その七五%が救済の對象とされたのである。このことは滑川町の米騒動が激しかった根拠を物語ると共に、他地方においても當時いかに廣汎な層が困窮していたかを證明している。

次に、富山縣の米騒動に指導的役割を演じた漁民を中心として、農民、労働者、中産者を各個に検討してみよう。

（イ）漁民

「さて、これらの町における漁師の生業は、北海の荒波に直

面し、半冬國の凄壯な寒風に吹きさらされながら生活する悲惨な第四階級的な人達である。水平線から八度の傾斜で造られたる高さ三間餘の護岸堤防も乗りこえて大石小石をまくしあげる大高浪の眞只中も、その時化がすぎたとみればいかなる寒中も素裸でエンヤエンヤと舟を出す凄惨な生活者である。浪害豫防費として既に建設消費された額は大正七年時代で約拾五萬圓、年々その補修として縣の土木費をくうこと約貳萬圓、この浪害費によつても彼等の物凄く生活の一端がうかがわれるわけである。」（『滑川社會運の回顧』①）

富山縣の漁業は僅か九十一軒の海岸線をもつのみであり且つ上述のような悪い自然的條件に禍されている。この富山縣漁業を特徴づけているのは第一に三百年の傳統を持つ定置漁業であり、第二には漁民の半數を占める出稼である。定置漁業の結果、乏しい海岸の豊漁地帯は古くから小數の網元の手に占有されていた②。従つて當時辛うじて小舟を持つている漁家や借舟に頼る漁夫は、女房の内職によつて生活の糧を満すか、又は網元の半封建的搾取に甘んずるか、さもなければ妻子を残して出稼の旅に出るかなければならなかつた。

出稼には大體二種類あつた。一つは他府縣の海岸に網元と共に出張し、定置漁業を営むのである。それは一年乃至數年

を限つて、定置網をはり、その漁法を教授し、やがてその海面を所有者に賣却したり返却したりして引きあげるといつたものであつた。もう一つは北海道樺太方面への出稼である。特に北海道樺太方面への出稼は、不漁の場合は賃金が拂われず、漁夫は帰國の旅費に窮し、滑川町に於ても役場より帰國旅費を送金したこと再三に及んでいる。

出稼漁夫の數は縣下漁業従事者約一萬五千人中

大正三年 四三〇〇人 (一〇〇)
 大正四年 六四〇〇人 (一四九)
 大正五年 六二〇〇人 (一四四)
 大正六年 七三〇〇人 (一七〇)

と、戰爭中七割の増加を示した。この出稼漁夫の増大の原因は、一つには北海道樺太方面の遠洋漁業の發展であるが、その根本的要因は他地方の近代的漁法に比し漁獲高の相對的減少と網元の專制的支配と收奪による漁家の漁業労働者への轉化である。

これらの漁民の生活はどうであつたか。大正七年八月十日、十一日の高岡新報は滑川の漁師の生活に通じている舟大工の談として、『滑川漁民の生活状態』なる記事を掲げている。

「此の滑川浦には漁師家は約二百戸あり、生活状態が一様

でないが瀬羽町方面の漁師は舟をもち、比較的暮し向きがよい方で、中には銀行預金をなしている人もある、しかしかかる人はタツタ二三人位で、是等は家族の少い關係もある。西の方面の漁師は至つて貧しい」

「米の騰貴は何より漁師の打撃である。働き盛の男の食糧は一日一升二合である。實際櫓を押す場合にウンと腹へつめこんでおかないと働くことができないそうだ。一家族五人としてそのうち二人の男が漁場へ行くと假定すれば、一人一升として二升、残り三人の家族で一升食うとすれば一日三升を要し、一日米代一圓二十錢要す譯で、家族五人でそのうち二人も漁に出づる家は結構な側で、働き手一人で家族の多い者が米代に追われる。さりとてお粥をすすつて荒仕事はできない。鱈場へは一艘の舟に五人乗つてゆくが一日一艘で漁獲高の多い日は十數圓に上るが、平均八圓餘で、借舟なれば舟の借料に問屋の口銭の支拂を要し、尙餌の代が一艘に八十錢以上も要るから、是等を差引くと一人前の割當が一圓餘でそれに延繩の損料を見積らねばならぬ。又夏の臺網に雇われる漁夫は親方と漁獲高を二十七に割り内親方側に十九、漁夫は八の歩合でもち、本年は漁がよかつたため、一漁期に百二十圓を收穫した漁夫もあるが、中には六、七十圓という尠い網もあつた。一漁期(四

一七月)に百二十圓の収入といえども、然しその前後一ヶ月宛は準備及び網の後仕末に従事するから、こればかりの収入では世帯はやりきれない」(3)
そこで漁師の女房達は

「金のはいることなら、なんでもやつた」(4)

滑川町では、籐表の内職と米を倉庫からハシケに運ぶ臨時の仲仕のしごとがあつた。この籐表の内職は下駄や草履の籐表を編む仕事で、問屋の過酷な搾取にさらされ、一日一足乃至二足、十五錢乃至三十錢稼くのが精一杯であつた。又仲仕の仕事も、彼女達が上手に名づけて呼びならわした「アマミヤ」(甘い汁を吸う人)即ち仲仕の親方の中間搾取の對象であつた。約四、五町の道を、米肥商の倉庫からハシケ迄擔いで、一俵一錢二厘乃至三厘をえた。積込みを急ぐ時は、一晩中背中の皮がむけるまで夢中になつて走り續けた結果、得られるものは四十五錢がせいぜいであつた。そしてこんな激しい労働に堪えるためには、女房達も亦「乾ダラのおかずで七合の辨當」(5)が必要であつた。漁師の家族はオヤジは勿論海へ、男の子も義務教育さえ満足にうけずに海へ出て行き、女房や娘達は米擔ぎと籐表で働きつづけ、しかもやつと、「乾ダラと醤油と米の飯」にありつくことができたのである。

しかし、この滑川の漁村は、他の漁村からみるならば、よ

い方であつた。漁のほか籐表と賣薬の袋はりと仲仕の内職があつたからである。

大正七年八月十日の富山日報は、警察筋の情報ではあるが

「滑川ほど下層民の錢儲けのある土地は縣下第一である」とのべ「漁師の女房の一揆」は煽動者によるものだとしている。もし縣下第一の滑川の漁民の生活がかくの如くであるならば、他はおして知ることができる。特に夫や息子を遠く出稼の漁夫に出し、その送金があるまで、これといつた内職もなく、時々の日雇稼ぎなどで家計をやりくつて留守を守る女房達の困窮は想像を絶するものがあつたであろう。片山潜は次のごとく述べている。

「日本の女は單に男子の奴隷であり、服従と隷屬の權化にしかすぎないと考えている者は八月から九月にかけて、この暴動に日本の女が重大な役割を演じたことに驚かされるであろう。下層階級の日本婦人は全然獨立している。彼女等は男子と同等に働き、自分達の力や地位を自覺している」(6)と。

今回の調査によれば、彼女達も「おとつつあんに頭は上らなかつた」(6)といつているが、しかし、家をあげることの多い漁師の家事、養育の一切をきりまわすのみならず、自ら一個の勞働者として、手内職や重労働の日雇稼ぎによつて家計を

「米騒動」の第一段階

たててゆく「漁師の女房」こそ、これら二重三重の抑壓と搾取に對して果敢に闘争する力量と自覺をたくわえていた。これらの「名もなき濱の女房達」が、日本の民主革命の劃期をなす米騒動の火蓋を切つたことは、決して偶然ではなかつたのである。

- (1) 滑川町齋藤彌一郎氏が中心となつて編さんしたもので貴重な郷土史の研究資料である。今回の調査に當つて氏は、連日に亘り援助の勞を措きまれなかつた。
- (2) 例えば滑川町では、漁業者二百戸のうち、十五戸の網元があつた。この網元の下で働く漁夫は、春二人、秋一〇〇—一二〇人位であつた。その他、雑漁船、二〇隻、手繰一〇隻、刺網釣舟二〇隻、計五〇隻の舟で、一五〇人の漁家、漁夫が持寄漁業を営んでいた。
- (3) この大工の談話は、今回の米騒動に参加した老婆との座談會によつて確認された。
- (4) 座談會における老婆の發言
- (5) 同右
- (6) 片山潜、前掲書、一五頁

(口) 農民

先づ當時の土地所有の状況を明らかにするため、大正九年の資料を引用すると次のごとくである。(大正七年の適當な資料がないので大正九年(7)を引用するが七、九年は大きな變化がなかつたとみてよい。)

農家總數	八〇、〇三六戸	一五六
土地所有農家	七九、〇〇〇戸	(一〇〇%とする)
五反未満	四二、〇三五戸	五三%
五反—一町	一六、九一四戸	二一%
一町—三町	一三、九七一戸	一七%
三町—五町	三、九八九戸	五%
五町以上	二、九九一戸	四%

即ち、土地を全然もたない農家が一〇三六戸あり、五段以下が五三%、一町未満の農家が、土地所有農家の約七四%をしめていた。彼等は全耕地面積約九萬町の大體半分をしめていたと考えられる。次に自小作別農家戸數をみると

農家總數	八〇、〇三六戸	
自作	一九、一一七戸	二四%
自小作	三七、五二八戸	四七%
小作	二三、三九一戸	二九%

即全農家の七六%が小作を餘儀なくされていた。しかも小作料は大正十年において、五ヶ年平均實納小作料の實收高に對する割合は

	(富山縣)	(全國平均)
上地	五二%	五三、三%
中地	四四%	五〇、七%
下地	五〇%	五三、三%

以上のごとく大體五割の高額小作料であつた。又經營規模別

にみると一町未満の零細經營が全農家の五九%をしめ、二町以上は一一%にすぎない。右の資料から大正九年當時の富山縣農村は、第一に、高額な小作料を收奪する寄生地主制が支配的であること、第二に一町未満の土地しかもたない農家が全農家の七割五分をしめ、全農地の僅か半分を所有するにすぎなかつたこと、第三に、零細經營（殆ど米作の單一經營）であつたことが、結論される。

先にものべた滑川町の例をみるならば、齊藤仁左エ門（二〇—一三〇町）金川宗左エ門（二〇—三〇町）齊藤淺二郎（四〇—五〇町）竹中孝逸（二五町）早川久之丈（二〇町）等の巨大な寄生地主が近隣の三村に亘つて、農民を支配していた。この中、滑川最大の米肥商であり、米騒動において襲撃の目標となつた金川家の、宗左エ門氏の長男金川清作氏は、當時の金川家の状態を次のごとく語つている。

「金川家は最初肥料商として出發した。即ち春農民に肥料を貸しつけ、秋の收穫時には肥料代に利子をつけたものを現物（米）でうけとる。その上米と肥料の交換の比率は非常に高低があるし、又米の相場は常に變動があるので、農民はこの變動によつて打撃をうけることが多かつた。又特に凶作の場合には、肥料代や年貢が拂えず、土地を擔保にして金を借りるが、結局その借金は拂えず土地を手放す。

このようにして金川家は肥料商として大きくなると同時に次第に大地主となり、年貢（小作米）として三〇〇石位入るようになつた。そこで大きく肥料と米を扱うようになり、北海道、樺太方面へ米を出して肥料を入れた。大正九年の最高の時は年間取扱十五萬石となつた。」（文責筆者）

この金川家の例にみるような寄生地主の成長の過程は、同時に中小農の没落の過程でもあつた。封建的な高額の小作料の收取に加えて、高利貸的商業資本、肥料獨占資本の過酷な搾取は、貧農中小農を破滅の淵につきおとした。この傾向は第一次大戦の勃發とその過程を契機とする近代工業の發展によつて促進された。それは何よりも副業、兼業農家の増大、出稼の増大となつて現われた。出稼について細川嘉六氏は大正七年『富山縣統計書』より引用して、次のごとくのべている。

「同年度（大正七年）本縣工場勞働者總計約一萬人―内男約四千人、女六千人―に對して、女工としての出稼人だけでも約一萬人であり、この出稼女工數も、累年比較において大正四年約六千人、大正五年約七千人、大正六年約九千人の増大を示している。」

更に細川氏は男の出稼人について、宮崎村を例として、一―二萬人と推定している。この大量の出稼勞働者が主として農村より出ていることは明らかであつた。この上に全國に渡つ

ている賣藥の行商人や季節的な出稼人を加えるならば、富山縣の出稼人の總數は三―四萬に達したであろう。

この「出稼」は一面農民の抵抗を許さない寄生地主制の強固な支配の結果であると共に、農村危機の「安全弁」ともなつたのである。しかしながら、このことによつて、農村の危機は、一層潜在的に内証せしめられていつた。従つて縣内外の近代工業の發展によつてすすめられた農村の階級分化の進展も、當時富山縣の多くの農村に於ては未だ寄生地主制を脅威するには到らなかつた。巨大な寄生地主制の支配する滑川町においても、激烈な小作爭議が展開されるのは、ずつと遅れて昭和五、六年であつた。

以上が、當時における富山縣の農民の状況である。生活に最も直接的な飯米をめぐる米騒動が、富山縣においては漁民労働者市民によつて展開されている時、農村が激動しなかつた要因は前述のような農村の状況による。その他(1)農村においては飯米を買ねばならぬ貧農も馬鈴薯や雑穀で何とか凌ぎうること、(2)漁村に比較して農村の方が個々分散の生活をしていること、(3)立ち上りの遅い農村に對して、支配階級から急速な救済手段がとられたこと、等が米騒動の農村への發展を抑制した原因と考えられる。

(7) 以下の統計資料は、『富山縣農地改革史』、富山縣、昭和二六

年、を参考とした。

(ハ) 労働者および下級俸給生活者

大正七年八月七日の『富山日報』は、「不景氣か上景氣か」と題する社會探訪の記事をのせているが、その中に次のような一節がある。

「汲めども汲めども盡きせぬ河の水どうしようも儘よ無代で使えることは有難いと思つていたら當違え。今に洗濯するにも一時間何錢と河川使用料が要るかもしれないぬ。どうせ一升の米が四十錢近くもする世の中だ。うっかり呼吸をするにも清い空氣は値上げして一掴み五錢でござい」という様に、あの空吹く風さえ、錢で賣買されることであろう。そうなつたら、もはや米價調節もあつたものじゃない。事實又今では、「物價騰貴」の熟語も猫も杓子も、眼に一丁字讀めぬ者迄の口に流行歌かなんどのようにくりかえされ、珍らしくないようになった。」

やけくそになつて冗談をとばしている探訪記者の筆は、よく當時の人の氣持を現している。この天井知らずの物價騰貴によつて、最も深刻な打撃をうけたのは、労働者や下級俸給生活者である。僅かばかりのてまや賃銀の値上げは何の役にも立たなかつた。例えば同じ『富山日報』は、大正七年八月十二日、質屋の主人の言葉によつて、「下級労働者の苦痛」

を次のごとく表している。

「お客の方にした所が、△苦しい、やつていけん△と仰有つていても品物をかれこれと融通しておかれた間はまだどうかこうか生計もできましたろうが、質をおこうにも何にもないようになつて、今という今こそ、ドン底へ陥つておられるかと思われます……………」

それから又物價がこう高くなつては、一寸した着物一枚拵えるにしたところで容易にできんというので、家にあるものは、どんなに古くなつても仕立直すか、ツギをしてなど、着るようになり、又質に預つていたものでも、それこそポロポロになつて跡の仕末に困つた着物さえ、うけ出して着るようになり、まあ人間もこうなつては恥も外聞もあつたものじやありません」『北陸タイムス』(大正七、八、二九)

「昨日も市内の貧民窟といわれている仲間町あたりの某質屋について聞いてみると人吾々の家業は世の景況と密接な關係がある。それだけ生活の變遷について、比較的その實際を窺い知ることができようかとも思われます。それで昨今細民の生活状態を一口にいゝつくしますと、マア生活難を通りこして悲境のドン底に沈滞してはいはしまいかと思うのであります。というものも盂蘭盆までは質入れの夥しいことは、此の銀行の引出しをみても

わかります、それが昨今では入質も受質もトンとありません、だから素人の眼には下級社會はそれだけ安泰になつたらしく映じましようが、私等の考へでは質入れするにはもはや品物がつきはてて、糧食におわれる結果、引き出したい質物もそれなりになつていゝのではなからうかと觀察しております。▽」(同上)

下層の市民、即ち土工や雑役の日傭取りから、職人や工場労働者等の勤勞人民は、當時まさに質草もない程に、困窮と零落の底につき落されていたのである。

又俵給生活者に關しては

「諸官衛に使われている労働階級者の多くはその日の給料で一升の米さえも買えないので、上長へ向つて續々歎願に及んでいる。」(八月八日「富山日報」)

「官廳の小役人、銀行會社の事務員、巡查、看守等の薄給者は昨年の年末から戦時手當その他の名目で約二割乃至三割の増給は得ているが、物價の奔騰に當面しては、この位の増給は家賃を補填する位が關の山で、俵給の半分以上は米代にひかれ、残額を家賃と副食物の費用にあてると、後に何も残らず、相當の見榮もはらねばならず、交際費も人並には要る上、地位體面等の關係で暴動にはかゝわれず、というわけで生活難を訴える聲が盛んだ。」(八月二十一

日「北陸タイムス」下給俸給生活者も亦生活に喘いでいたのである。

所が當時の新聞によると、これとは異つた二種類の記事がしばしば出ている。第一は細川氏も『大正七年米騒動資料』に引用しているような「職工や労働者は高賃銀をとつていて極めて景氣がよい」という記事である。例えば八月一日、八月二五日の『高岡新報』八月二六日、九月一日の『富山日報』等である。これらは高岡、伏木、西礪波郡戸出町、城端町等の工場地帯の状況を伝えるものである。一々引用するの勞を省くが、これらの記事には盡く「高岡警察署の觀測によると」とか、「戸出警察分署の同署部内實情調査の結果」とかの但書がついているのが眼につく。そして又内容に關しては、作爲瀝然たるものがある。これらの記事は、漁民の騒動が工業中心地に波及することを全力をあげてさげようとした當局の意圖を示している。それらの記事が掲載された頃は、すでに、京都、名古屋、大阪、神戸、には労働者を中心とする革命的騒動が展開されていた。もし、未だに鎮靜に帰したとはいえない漁村と同時に、縣下の工業中心地の労働者、市民が起ちあがつたなら、どうなるか？支配階級はこのことを恐れた。だからこそ、労働者市民の悲惨な生活を陰蔽し、高賃銀と好景氣、我が署管内平穩無事を宣傳したのである。

第二は「騒動を起して、救濟をうけている細民は決して貧困ではない、むしろ、ぜいたくをしている。」という類のものである。例えば八月十日の『富山日報』は

「滑川町は縣下有數の副業地で、極貧者は極めて少い、現に去る七日夜、滑川署員が海岸極貧町と稱せられる三ヶ町に互り、戸別調査を施行せしに、實際生活に苦しみおれるは四三戸しかなかつたそうだ」とのべ、今度の騒動は漁師や女房を煽動した者があるにちがいない、としている。又先きにあげた八月五日の『高岡新報』は「細民昨今の生活ぶり」と題して

「労働階級の人民は一般に働くべき仕事も相當あり、賃銀も相當高いため、その収入の増加したこと、天淵も番ならざる有様で：臺所に一俵米が轉がつており、ビール瓶や刺身の皿が食卓の上に並べられている。」とこつけない程作爲にみちた記事をのせ、更に

「救濟券など一文の價值ありともみえない、彼等は、そんなものかというような顔付をして何とも思つていない。しかし長く貧民界にあつた癖で廉恥心などのあるものは少いから、貰えるものならば、何程でも黙つて貰つていく……」これらの記事は、廣汎な中小の企業家や商人、インテリ層が、米騒動に同情し、行動を共にしている現状に危険を感じ

て、これらの中産層を労働者や漁民等の行動の主力から分離しようとしている支配階級の意圖を示しているのではあるまいが。

従つて、これらの記事から、當時の労働者や俸給生活者の生活が豊かであつたとするのは全く事實に反している。

労働者や俸給生活者は、このように困窮しながら、富山縣下ではまだ團結して、資本家、雇主と闘つたことは殆どなかつた。このことは、當時急速に近代工業が發展したものであつて、身近かに闘争の經驗をもたず、労働者階級としての自覺をもつことが少かつたからであらう。彼等には、まだ出身地である農村の封建的諸關係の重荷がのしかかつていたのである。しかしながら若干の労働者階級の自覺の萌芽をみることがができる。その一つは滑川町を中心とする、數人の社會主義者の活動であり、その二つは、滑川町における仲仕の罷業である。たとえば、八月三日の『高岡新報』は「仲仕の同盟休業、給料の割増要求」と題して次の記事をのせている。

「滑川驛前内國通運取引店、滑川運送店、所屬の汽車仲仕十四名、物價騰費のため去月、末給料引上を各自店主に交渉したるもいれられざるより、仲仕一同去月三十一日、驛前飲食店に會合交渉したるふしいれられず、一日も中島温泉場にて協議中、某店主がこの行爲は同盟休業なりと警察に届

け出た。滑川署は萬一不穩の行爲ありてはと、同日主だちたる者三名を召喚諭示、尙、前田署長は中間に立ち調停しおれり。」(傍點引用者)

今迄の調査によれば、この僅かな例外を除いては、縣下の労働者は、せいぜい陳情によつて傭主や上長の温情に訴えたのであつた。この労働者階級の成熟程度が富山縣下の米騒動に大きく作用している。即ちそれは全く直接的に「米」にむけられたものであり、米の所有者にむけられたものであつた。それはせいぜい所警察言や當局に對する反感は示しているが、決して政治的な行動には高まりえなかつた。そして又非組織的であり、持続性が他地方に比しても最も少かつた。なお社會主義者については後述の如く、當時まだ労働者階級との結びつきは少なかつた。前記の罷業においてもなんらの關連もなかつたようである。

(二) 小企業家及び商人その他

「一般物價、殊に生活必需品たる米の價格が急激に昂騰したるため、農村以外の中産階級以下の者にありては、其の生活の經濟状態に一大變動を來し、俄に生活程度の縮小に意を用いざるべからざるに至り、或いは食糧の制限に或いは外國米の需要に其の他副食物等の選擇等によつて、専ら

その窮乏を凌がんことに、苦心焦慮せるも、昂騰其度を知らざる底に、奔騰せる米價の騰貴は、それら中産階級の生活に逼迫を加え、實にいうべからざる苦痛に、忍ぶべからざるを忍べる状態に在るもの少からざるを信ず。殊に収入の限定せられたる下給俸給生活者にあつては、その窮迫の状態一層痛切なるものあるを感ず。」（『下新川郡役所の報告』）

中産階級即ち小企業家や商人も亦「忍ぶべからざるを忍んでいた。」

『富山日報』（大正十七年八月十三日）は和泉鐵工場主の談として次の記事をのせている。

「何が高くても困りますが、私等はお米の高いよりも鐵材の暴騰には弱つてしまいます、今更、鐵價のことをいうも異な話ですが、戦前に比べて、十倍にもなつていますからね……世間ではよく“鐵”といえ早や、成金かと直ぐ痛くもない腹を探られたものですが、それは事情がちがいます……一寸した車一臺持へるにしろとて三〇圓もかかりますし、假に五十貫の鐵を使つて何か仕上げるにも、材料だけで三百圓も要するような仕末……私とては町に四分在に六分の得意をもつていますが、それもこうお米が高くなつてからは、町の方は殆ど絶望であります。と同時に

に在家の方の註文ときたら大したもの、全くこの頃の農家は想像以上の好景氣であります……」

第一次大戦の軍需景氣によつて、莫大な利益をおさめるのは、大企業だけであつて、小工場主は、鐵材の昂騰と町の注文の不足に不平をのべている。又同じ社會探訪の記事には、「商賣には變りありませんが、くらしむきは仲々辛うございます。」とのべる書店の主人の談がある。

これらの資料によつても、當時、いかに廣汎な階層の人々が生活に窮していたかがわかる。従つて、滑川等においては相當多數の中産者が騒動に参加し、或いは同情をよせていたのである。救済の範圍が三分以下より、九分以下に擴大され、更には中産者も亦米の廉賣を要求した事實は、このことを物語つてゐる。

富山縣の場合、學生、智識階級は少數であり、その動きはまだみられなかつた。尙、後述するように富山市においても水平社の活動が展開されたことは特記しなければならぬ。

三、歴史的事情

(一) 米騒動の前史

富山縣は古くから、米の豊産地であり、米は伏木、東・西

水橋、滑川、魚津等の港から各地に積み出された。従つて加賀藩の治下においても、過酷な年貢の取り立てがもたらした飢饉や、天候不順による凶作の際に、民衆は御藏米の解放を迫り、或いは米の積出を拒否して抵抗した。(1)『滑川社會運動の回顧』には次の一節がある。

「滑川町は古來領主入納米の倉庫地であつてその收容力は約八萬石、御藏町が三ヶ所に分割されていた。郡内唯一の輸出港であることより、飢饉や不作のため食料缺乏又は米價の昂騰したる時は民衆は入納米の輸出されることをこばみ、所謂御藏米に手をかけるという傳統的な習慣のある所である。」(傍點引用者)

民衆の抵抗は明治二年『バンドリ騒』となつて爆發した。

『滑川町誌』は次のように記している。

「當時我が國は維新騒亂の後をうけ、天下未だ鎮定せざる時に際し、此の郷、蜂起したるため大いに加賀藩の領内を驚かし、加賀藩も頗る狼狽を極め、殊に町役人はこの亂入の勢に恐怖し、立處に炊事の強請に應じたりという。」
その『バンドリ騒』について『滑川社會運動の回顧』は「古老の話」として、次のようにのべている。

「ここに明治一十二年に起りし“バンドリ騒”(バンドリとは簞の意味で、數千の百姓は各自に簞をまとい鋤鋤竹槍

を所持したるを以て名づけたり)は維新直後の政治的過渡期に際して發生した地方的の一大悲劇である。當時の急變な政治状態としては、勿論政府の威令行われず、經濟的混亂は民心の安立を失い、加うるに大飢饉の襲來によつて、幾多の悲惨事がかもされていた。

滑川を南に去ること一里餘塚越村忠次郎という、父は醫師であつたことから陽明派の學風を慕い、頗る義氣に富める人があつた。その年の秋は、古來稀に見る大凶作でしかも收穫期に迫つて豪雨降り瀕り、その間四十餘日一日として快晴をみる能わず、見渡す限り田園は斃死荒廢して、腐蝕せる農作物は異様な臭氣を放ち、陰慘な空氣のうちに食糧は缺乏し、町人百姓共は飢餓にひんし、草木の實、野草は盡く取りつくされて凄慘の極みは天地慟哭の觀があつた。この眼前に展開された悲愴な情景を眺めた義人忠次郎は、黙視するあたわず、代官所在地である東岩瀬町へ日參したが、何等うる處なく、只空しい努力にすぎなかつた。しかも要路の上層階級は、この民衆の飢餓の叫びを知らざるものゝ如く、却つて美食遊惰に滿悦して、安逸と太平を貧るの状態であつた。こゝに於て情熱的な忠次郎は、火の如く憤り、遂に一身を犠牲にして、決然起つて直接行動を開始するに至つた。

先づ、同志と語らい、當時の役人である十村、肝煎等に向つて、入納米倉庫の解放を迫つたが、勿論彼等役人は應ずべくもなく、遂に一揆は猛然として、この解放に應ぜずんば、片つ端から逆に火刑であるとして、放火し、新川三郡の十村、肝煎の邸宅は殆ど焼盡した。

かくて猛り狂う一揆は眼中人なきがごとく、威風堂々下中兩郡の境界をなせる早月川に駐屯したるときは、此の竹槍隊より三千餘名を算するに至つた。而して到る處、富豪に焚出を強要し、既に民衆團結の威力を發揮した。我が滑川町の代表的富豪であつた、小泉屋與次郎は彼等に美酒を振舞い歡心これ務めた結果、この懐柔策によつて幸い兵火の難をのがれたが、而して、その後も此の一揆の威風に怖れをなし、全町一二五〇の貧民に毎朝白米一合宛、約四〇日にわたつて施米を給與した。しかし、それにも拘らず空腹のため行倒れたるもの滑川町においても數名もあつたという。

かくて一方一揆の人數は日に日に増加し、今や猛然代官所にむかつて行進せんとしたがこの機早くも役人の反撃をうけ、特にその鐵砲の威力に威壓されて、遂に一揆は分散し、二三の頭目は捕えられて、敢なく潰滅した。義人忠次郎はその後牢死したともいふ、毒殺されたともい

われ、又一説には打ち首となつて、日頃信ずる日蓮宗南無妙法蓮華經を唱えつゝ、刑場金澤に於て、悠々死についたとも傳えられている。」(傍點引用者)

以上なかなかと引用した古老の話は、入納米倉庫の解放を迫つた農民町人の一揆がいかに激烈であつたかを示している。明治維新の新政も、決して農漁民の解放をもたらさなかつた。それは却つて寄生地主と網元を強化し、高利貸的商業資本の搾取を加えた。明治八年の婦負郡四方町の米價暴騰による騒動は、富豪米商に向けられた。彼等は米商を襲撃し、その家屋を破壊した。

かゝる米騒動の例はその後も再三にわたつて繰り返された。たとえ大正七年の米騒動の直後に八月十二日滑川町長加藤甚右工門から中新川郡長井關敏雄にあてた『生活問題細民集合運動の件』という報告書は次のごとくのべている。

「米價暴騰ニ付細民集合運動ニ付既往ノ事實調査御通達有之取調候處左ノ通有之候條此段及報告候也

左記

一、明治二三年七月日不詳

米價暴騰ニ因リ、細民ハ輸出米ノ濱出ヲ差控ヘタルニ因リ、町役場ニ於テ騒擾ヲ未發ニ防制スルタメ安賣米ヲ實行シタルコトアリ

二、大正元年七月一日

米價暴騰シテ一升貳拾六錢ニ達シ、細民ヨリヨリ生活に難澁スル旨總代ヲタテ、町役場へ哀訴シタルニヨリ、此ノ時モ安賣米ヲ實行シタリ公然細民ガ隊ヲナシテ歩行スルガゴ如キコトナシ

以上ノ如ク女子ノ集團ガ今回ノヨウニ騷擾ヲ醸シタル例ハ無之今回ヲ以テ濫觴トセリ」

このような紛擾は滑川のみでなく、近隣の魚津、水橋にも起つた。魚津市の濱田與兵衛氏は、「大正元年と七年の騒動を比較し、大正元年の方が魚津に於ては遙かに大きかつた。」と語つてゐる。それは富豪米穀商への強訴と、濱の積出拒否であつた。又、富山縣政史によれば同じく明治二三年、伏木高岡を中心とする米騒動は富豪米穀商への強訴、襲撃、放火、濱の積出拒否、官憲の樞打を伴つた次のように激烈なものであつた。

貧民の蜂起

米價漸騰して貧民の脅威を感じつゝあつた明治二十三年六月二十日、日本郵船會社の某汽船が伏木港に入り、伏木倉庫會社に收藏しあつた玄米を荷積せんと風の説高岡市内に傳わるや同市の貧民は午後三時頃伏木港へ出掛け、同地及び新湊の貧民を合せ三四千名勢揃いして、同倉庫會社へ

詰め掛け玄米の運搬を遮らんとした。この變を耳にした伏木港警察分署長小磯久は、數名の巡查を率いて現場に出張解散を命じたが、抗爭して肯きいれないので、分署長は拔刀して之を鎮靜せんとするや、貧民等は獲物を以て戦い、分署長の刀劍を奪ひ、官帽を庄川へ投げ、剩へ分署長を泥水中に倒して亂打する等亂暴狼藉を極めた。この時高岡警察署長樋口征綏は、巡查八名を率いて現場に駆けつけ、種種説諭を加えて一先づ解散せしめたが、同夜九時頃に至り、又々高岡市中を怒號し、各寺院の鐘を撞き、之を合圖に集合した六七百名の貧民は、直ちに川原町木津太郎平邸へ亂入し、戸障子、建具等手當り次第道路に投げ出し、それより喊聲をあげて木舟町の菅野傳右衛門邸へ押し寄せ、又々家屋を破壊し且家具に火を弄し、石油を注ぐなど、亂暴狼藉の狀恰も戰場の如き物凄さであつた。

高岡警察署は懇篤に説諭を加えたが、貧民等は容易に服従せず、その上一連の團體は直ちに屋上に登りて瓦石を投擲して一段の亂暴を増したので警官は何れも拔劍して制止したが、勢い益々猛烈を極め、菅野邸を散々に破壊し、それより守山町菱和平、片原町の志摩長平、林善次郎、守山町の大瀧治平及び御馬出町の巡查交番所、米商會所、守山町の國本彌吉方へ順次闖入して屋内を蹂躪し、街燈を破壊

し、午前二時頃漸く鎮靜した。當時木津、菅野兩家は自由派に屬していたが、この騒亂は全く黨派關係を有せず、米商關係からであつたとのことである。」（『富山縣政史』第四卷、二五八頁）

更に明治三十年八月十二日富山市仲間町に發した米騒動は新潟市より北越地方一圓に擴がり、佐賀、高松、長野、豊橋、山形などの諸地方を風靡した。（平野義太郎『日本資本主義社會の機構』二三一頁）

以上のような米騒動の歴史と傳統は、民衆の中にいきいきと傳えられていつた。後に詳述するように大正七年の米騒動では、漁民を中心とする民衆は「積出拒否」をあらゆる創造的な手段で實行すると共に、米商、役場に大衆行動を以て訴えた。自然發生的な、一見非組織的にみえるこの大衆行動の中に、われわれは民衆の中に生きてゐる歴史の力をはつきりとみることが出来る。

(1) 明治以前の農民一揆、騒動には次のごときものがあつた。左の年表は『關東地方史研究會』の「中部地方百姓一揆年表」（一九五二、五）及び『富山縣郷土史』によつて作成した。

(二) 社會主義者の活動

「滑川出身の兵隊は上等兵になれない。」

「思想の進んでゐる點では西の出町、東の滑川といわれ
た」

こういつた言葉が、今回の調査の際屢々町民の間から聞かれた。滑川町は先にのべた米騒動のみではなく、多くの大衆運動の歴史をもつてゐる。明治三一年地主達に對して町民は「地上權獲認同盟會」を結成し、大衆的行動を以て、縣下にさきがけて地上權を獲認させた。大正七年の米騒動、直後の普選獲得運動、大正九年縣下はじめてのメーデー、昭和六七年から十一年にかけての大規模な小作争議、電燈料値下げを獲得した電氣争議等はよく知られてゐる。この中、特に大正七年米騒動以降の運動においては、社會主義者の指導が目立つてゐる。しかし、米騒動當時には、大衆との結びつきは殆んどない状態におかれていたようである。以下少しく詳しく見よう。米騒動以前の社會主義者の思想と活動はいかなるものであつたか？米騒動當時、滑川署視察係として、特に大衆の思想動向の監視の使命をもつていた高信理八郎氏（現在雜貨商）は次のごとく語つてゐる。

「當時滑川には、要視察人として、平井太吉郎、中村與八松井丈吉、鏡田義二、石黒某がおり、特に平井、中村の二名は甲號要視察人として常住不斷に尾行してゐた。他の三名は乙號視察人である。」（文責筆者）

富山縣下凶作騒動年表

年月	場所	原因	闘争概況	支配階級対策	資料
元和 6 (1621)	越中高岡	誅 求	愁 訴		
寛永 3 (1627)		{ 降雨なく 冷 風	{ 年貢未進 米價高騰	改作法の 案出	富山縣郷 土史
寛永 18 (1642)		〃	〃	〃	〃
寛永 9~10 (1670~71)		暴風淫雨 凶 作		粥施行 非人 小屋立て收容, 90歳以上に扶持米	〃
延寶 2~7 (1675~80)				藩士秋録 半納法	〃
元祿 3 (1691)			米留の騒動 町會所奉行宅 に殺到		〃
元祿 9, 5 (1697)	越中 新川郡	凶 歎	逃 散		下新川郡誌稿 上 6 2 5
正徳 2, 9 (1713)	射水郡 礪波大西	凶 作	暴民蜂起 減 租粟求大西村 十村を襲い打 毀し	投獄多數 二人磔	加賀藩史料5の6 65越中郷土史 2
寶曆 5~6 (1756~57)	礪波郡	銀札發行凶 作米價騰貴	北市町の百姓 蜂起米商人の 家を破壊	銀札停止 正貨通用	越中史料 3 の 5 3
安永 1, 12 (1773)	新川郡		強 訴		御郡方相記申 一冊
天明 1, 5 (1781)	高 岡	不作, 米 價騰貴	暴 動		高岡史料上802. 下72
寛政 8 (1797)		大虫害			
文化 3, 10 (1807)	婦負郡		漁民富山市 場魚價獨占 反對不穩		婦負郡史115
文化10, 8 (1814)	婦負郡	新田開發 反對	打毀し		越中史料3の325
文化10, 10 (1814)	〃	凶作扱納入 別錢反對	強 訴	惠民倉を設く	越中史料の農民 惑亂實記
文政 7, 4 (1824)	下新川郡	親らん上人 柿木事件御 用銀重荷	強 訴		石川縣史 2の312
文政10 (1827)	滑 川	萬雜割不 當			滑川町史429
文政12 (1829, 12)	魚 津	町奉行處 置反對	暴 動		越中史料2の46
天保 4 (1833)		同年以降 年々凶作		天保 6年備荒 倉領内十三ヶ 所設置	富山縣郷土史
天保 7~8 (1837~38)		大凶作枯穂 の年藩米不 足	紛擾餓死多 し		越中史料 3 の441
嘉永 6, 8 (1853)		凶 作	暴 動		越中郷土史241
安政 3, 11 (1856)	富 山	立稻開發 反對	不 穩		飛田編年史366
安政 5, 7 (1858)		凶 作	打毀し		越中史料3の637
安政 5, 10 (1858)	新川郡	凶 作	強 訴		下新川郡史稿 上669

「米騒動」の第一段階

この中、平井太吉郎（明治二一—昭和二六）が指導的な活動家であつた。家は網元と醬油業を兼ね祐福であつた。早大英法科在學中、平民病院の加藤時次郎氏と交わり、社會主義を學び、後には堺利彦、大杉榮等とも親交があつた。特に明治三七年堺利彦が日本最初の共產黨宣言を翻譯する際には大きな援助を與えた。昭和二一年四月三〇日の『北國新聞』は、この間の事情を次のように傳えている。

「大阪の獄舎を釋放されたばかりの堺が、同志の幸徳と共に、『平民新聞』の發刊一周年を記念して、『共產黨宣言』の邦譯準備を進めたのは明治三六年暮であつた。當時（政府）は「ロシアを倒せ」を唯一のスローガンとして一路軍國主義に狂奔していたので、危険視されていたマルキシズムの普及出版は事實上不可能であつた。しかも釋放したものもの堺に對する官憲の鋭い監視は瞬時もゆるま翻譯すものものさえ大困難事であつた。そこで滑川町下小泉の平井太吉郎氏に頼み、彼の選んだ森江覺兵衛（當時代議士）の邸宅（下新川郡大布施村宿）とした。堺幸徳は離れの間で翻譯に着手した。（明治三七年春）その八〇％は堺がやり、幸徳は残余の分と堺譯に朱線をひく程度であつた。それ以來、平井氏の所は無産運動の首腦者達の集合場所となり、幸徳、堺、河上、大山なども來り、秘密會議を屢々開いた。大正二年二月二五日當局の暴壓下にあつた大山氏の援助を依頼した河上氏の手紙も保存されている。」

この記事は老齡の平井氏（當時すでに佛教に帰依）の談によつたもので幾分誤りと誇張を含んでいようであるが、我々

がすでに亡き平井氏の書齋を調査した際は、堺氏の筆になる色紙や書畫、河上氏の書簡（この書簡で河上の訪問が無根であることがわかる）、共產黨宣言の翻譯原稿（これは大學ノートに書かれたもので、我々の見る所ではすべて堺の筆蹟であつた。）は丁寧に保存されていた。

彼は、二〇歳の若さで地上權獲認運動に参加し、米騒動直後は「東京で模範を示してやる」(2)とばかりに、東京へ出向き、そこで檢束された。大正九年、富山市縣招魂社で行われた縣下最初のメーデーは平井を中心とする滑川町民が赤ダスキ姿も勇ましく、その先頭に起つた。又普選運動、電氣爭議でも平井氏は常に積極的活動家であつた。彼の思想に關しては詳しくは知りえないが、親交のあつた斎藤彌一郎氏は次のように語つている。

「私は平井氏の口から理論めいたことをきいたことはないが、彼の交友ないし知人は堺、大杉から、尾崎、犬養までおよび、さらに大山、河上などであつて、その行動は社會主義者のようでもあり、無政府主義者のようでもあつた。」

と又前述の高信氏は、これとはちがつて、

「彼は資本論等の書を讀み、極めて學識豊かであつた」と語つている。

たしかに多くの藏書（週間平民新聞から戦後のマルクス主義文獻、ブルジョア文學書から佛教書まで）をもち、相當勉強のあとがみえている。しかし彼が後に佛教に帰依していつた事情などから推量して、社會主義者としての彼には、一定の明確な立場と理論がとぼしかつたと見ざるをえない。この平井を主とす

る滑川の社會主義者の活動が、米騒動當時いかなるものであつたか。この問題をとく、二三の手がかりはある。即ち米騒動當時平井直系の鏡田義二は街頭で群衆を前に演説していつた。(3)

「奸商がいて米の賣り惜しみをするから米が高くなる。だから諸君は倉をあけて、どんどん米を出せ、北海道へでも樺太へでも積み出せ！」と。

群衆は、この社會主義者の演説を

「川の中へ叩きこめ！」

「金川の味方のようなことをいうな」の怒聲と彌次でやめさせてしまつた。

又高信氏の證言では

「米騒動では社會主義者は何もやらなかつた。ただ、米騒動で三七名逮捕し、その晩の中十五人婦し二三名を留置した際、翌朝平井中村兩氏が釋放の交渉に警察へ乗りこんできた。」と。

以上の二つの事實から考えられることは、第一に、當時の社會主義者は主に中産階級の出身であつて、生活は豊かであり、米騒動には自由貿易論的見解を以てのぞみ、積極的でなかつたこと、第二には、自由主義者のえいきようと幸徳事件後の大弾壓で彼等の思想も、むしろ自由主義的改良主義的なものになつていたのではなかつたかと考えられる。第三に、大衆の行動はこういった社會主義者の「リクツ」をのりこえて進んで行つたこと。第四には、この大衆的な高まりの中で、平井等は警察への顔をきかせて、所謂逮捕者の「貰い下

げ」にいつたこと、等が推量せられる。

ともあれ、これらの社會主義者のうごきによつて、滑川町民が、「警察を恐れない一般感情」をいだいていたことは事實のようである。

このように滑川が當時、富山縣における進歩的思想の中心地の感があつた理由としては、平井等のえいきようは勿論であるが、賣藥の行商によつて各地の非立憲内閣に反對する言論や行動がつけられたこと、更には、前述したように、滑川には當時の階級的矛盾が尖鋭に現われていたのでかゝる民主主義的思想をうけいれやすかつたこと、が考えられる。

註(2) 高信理八郎氏の言葉より。

(3) 古くからの社會黨員、現在滑川町の左派社會黨員渡邊氏の言葉より。

【附記】

紙數制限のため今回は、(一)、はしがき(二)、富山縣下の當時の社會情勢(三)、歴史的事情迄で終ることとする。次號において米騒動の直接的契機、米騒動の経過、支配階級の對應、「米騒動」の第一段階としての富山縣下の特徵等を相當詳しくのべて完結する豫定である。

尙、今回を以て、一應富山縣下の社會的歴史的條件の叙述を終つていたのでこの點に關し御批判をお願いする。